1　添付図面

(1)　行為の場所を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図

(2)　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の１以上の概況図及び天然色写真

(3)　行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の１以上の平面図，断面図

(4)　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の１以上の図面

(5)　その他，行為の施行方法の表示に必要な図面

2　注意事項

(1)　申請文の「　　　県立自然公園」の箇所には，当該県立自然公園の名称を記入すること。

(2)　「場所」欄には，市郡，町村，大字，小字，地番(地先)等を記入すること。

(3)　「行為地及びその付近の状況」欄には，地形，植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

なお，必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4)　「掘採(採取)方法」欄には，露天掘，坑道掘(横坑，たて坑，斜坑)等の別を記入すること。

(5)　「掘採(採取)量」欄には，容積(立方メートル)及び重量(トン)により掘採(採取)量を記入すること。

(6)　「掘採(採取)後の土地の形状」欄には，切羽跡階段状等掘採(採取)後の土地の形状について，具体的に記入すること。

なお，必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7)　「関連行為の概要」欄には，支障木の伐採，支障となる動植物の除去，ずりの処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお，必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(8)　「掘採(採取)跡地の取扱い」欄には，跡地の整理及び緑化の方法等風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。

なお，必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(9)　「備考」欄には，次の事項を記入すること。

①　当該行為が他の法令の規定により行政庁の免許，許可，認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは，その手続の進捗状況

②　当該行為が鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条の施業案を必要とするものであるときは，当該施業案の概要

③　行為地の土地の所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は土地所有者の諾否又はその見込み

④　過去に条例に規定する行為の許可を受けたものにあつては，その旨並びに許可処分の日付，番号及び付された条件

(10)　不要の文字は，抹消すること。